

事 務 連 絡
令和元年10月15日

各都道府県労働局総務（労働保険徴収）部
労働保険徴収主務課室長 殿

厚生労働省労働基準局労働保険徴収課
労働保険徴収課長補佐（企画担当）
労働保険徴収課長補佐（業務担当）

令和元年台風第19号の被災事業場に係る労働保険料等の取扱いについて

平素より、労働保険適用徴収業務の円滑な運営に御尽力いただき、感謝申し上げます。

今般発生した令和元年台風第19号により被災した事業主等につきましては、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第30条の規定により例によることとされている国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条の規定により、都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官は、労働保険料、特別保険料及び一般拠出金（以下「労働保険料等」という。）の納付猶予措置等を行うことができますので、下記事項にご留意いただき、個別事情に応じて柔軟にご対応いただけますよう、お願い申し上げます。

なお、徴収法第30条の規定により例によることとされている国税通則法第11条に基づく期限の延長については、対応が確定次第、追って通知することを申し添えます。

記

1 個別の申請による労働保険料等の納付猶予措置

(1) 災害が発生した日に納期限が到来していない労働保険料等

今般の令和元年台風第19号により被災した地域の事業主（令和元年10月12日において被災地域に所在地を有する事業場の事業主及び令和元年10月12日において被災地域にその主たる事務所の所在地を有する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している事業主をいう。以下「被災事業主等」という。）がその財産につき相当な損失を受けたときには、災害が発生した日（令和元年10月12日）以降に納付期限が到来する労働保険料等で、納付期限内に納付することが困難と認められる労働保険料等について、被災事業主等からの申請に基づき、その労働保険料等の

納付を1年以内に限り猶予することができること。(徴収法第30条及び国税通則法第46条第1項)

(2) 災害が発生した日に納期限の到来している労働保険料等

災害による被害により、被災事業主等が、その財産につき損害を受け、その該当する事実に基づき、労働保険料等を一時に納付することができないと認められるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、被災地域事業主等の申請に基づき、1年以内の期間猶予することができること(国税通則法第46条第2項)。

(3) その他

労働保険料等の納付猶予の事務処理方法等については、上記(1)及び(2)に示すところによるほか、別紙の「令和元年台風第19号に係る被害に伴う労働保険料等の納付猶予に係る事務処理要領」、「徴収関係事務取扱手引Ⅰ(徴収・収納)」の改訂について(平成25年3月29日基発0329第10号)の別添1第1章第5の3「納付猶予」の項及び「労働保険料等の換価の猶予の申請について」(平成27年10月30日事務連絡)を参照すること。

2 追徴金及び延滞金の免除

徴収法第21条及び第28条の規定に基づく追徴金及び延滞金については、天災その他やむを得ない理由がある場合は、徴収しないことも可能であること。(徴収法第21条第1項ただし書及び第28条第5項第5号、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和44年法律第85号)第19条第3項並びに石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)第38条第1項)

3 相談等に係る対応

被災に伴い、労働保険料等に関する相談で来庁された方に対しては、納付の猶予の措置が受けられる可能性があること等を丁寧に説明すること。

その際には、被害の状況、被害を受けた事業主等の事情、心情等に十分配慮し、適切な対応をするように留意すること。

また、対応が困難な事案については、逐次本省に報告・相談すること。

4 被災事業主等に対する周知

別紙の「令和元年台風第19号に係る被害に伴う労働保険料等の納付猶予に係る事務処理要領」中「令和元年台風第19号に係る被害に伴い労働保険料等の納付猶予を希望される事業主のみなさまへ」を各都道府県労働局ホームページに掲載する、局署において設置・配布・掲示するなどにより被災事業主等への周知を図ること。

令和元年台風第 19 号に係る被害に伴
う労働保険料等の納付猶予に係る事務
処理要領

令和元年 10 月

目 次

ホームページお知らせ文例	1
納付猶予申請の流れ図	2
承認決定通知書・不承認決定通知書・承認取消決定通知書に対する不服申立ての教示文	3
納付猶予の承認に当たっての考え方（国税通則法第46条第1項関係）	4

「令和元年台風第 19 号に係る被害に伴う労働保険料等の
納付猶予を希望される事業主のみなさまへ」

〇〇労働局

災害によって事業財産に損失を受けたため、納期限内に労働保険料等を納付することが困難となった場合には、申請により一定期間その納付の猶予を受けることができます。

1 対象となる事業主

令和元年台風第 19 号に係る被害により、事業の経営のために直接必要な財産（事業財産）に相当の損失（おおむね 20%以上）を受けた事業主の方が対象になります。

2 対象となる労働保険料等

上記 1 の事業主の方のうち、損失を受けた日以後 1 年以内に納付する額が確定している労働保険料等（労働保険料、特別保険料及び一般拠出金）の全部又は一部が対象となります。

3 必要となる手続き

納付の猶予を受けるためには、〇〇労働局又は県内の労働基準監督署に「納付猶予申請書」及び「被災明細書」を提出していただく必要がございます。

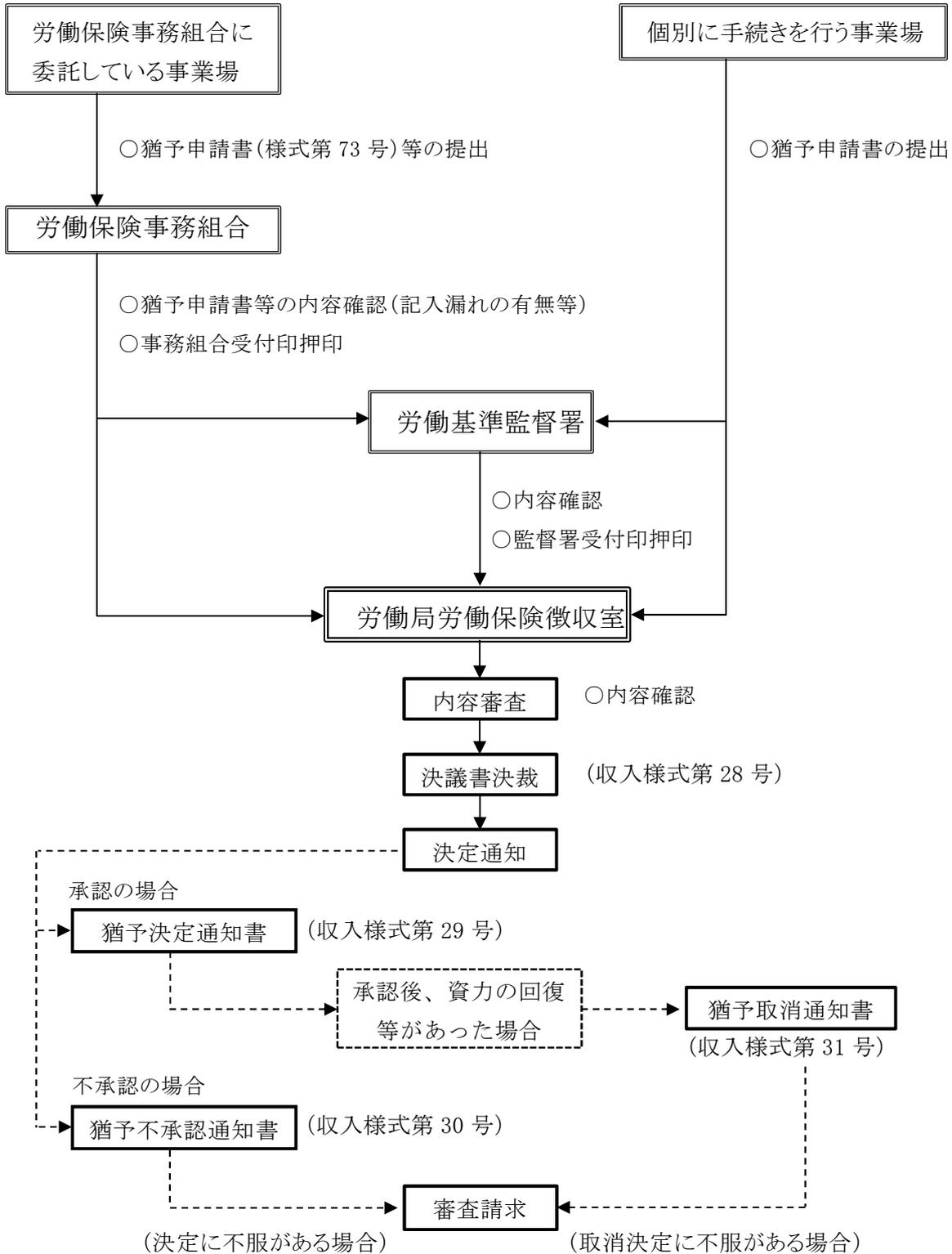
4 必要書類の入手方法

申請に必要な「納付猶予申請書」及び「被災明細書」は、〇〇労働局又は県内の労働基準監督署にございます。

また、[こちら](#)からダウンロードすることも可能です。

必要な書類を紛失した場合及びその他ご不明な点等につきましては、〇〇労働局又は最寄りの労働基準監督署（電話番号は[こちら](#)をご覧ください。）までご相談ください。

納付・換価猶予申請の流れ



(注) 猶予期間の限度は納期限の翌日から1年以内。

承認決定通知・不承認決定通知・承認取消決定
通知に対する不服申立ての教示文について

申請者あて送付する各決定通知の裏面に、下記の文面を印刷すること。

記

- 1 この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。
- 2 この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
- 3 なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

納付猶予の承認に当たっての考え方（国税通則法第46条第1項関係）

- (1) 国税通則法第46条第1項にいう「相当な損失」とは、災害による損失の額が納付者の全積極財産（負債を除く資産）の価値に占める割合が、おおむね20%以上の場合をいう。
- (2) ただし、災害により損失を受けた財産が生活の維持又は事業の継続に欠くことのできない重要な財産（有形固定資産・棚卸資産等）である場合には、上記の損失の割合はその重要な財産の区分ごとに判定しても差し支えない。
- (3) 被害割合を算定する場合における総資産の額、有形固定資産の額、棚卸資産の額及び被害資産の額は、時価により算出するが、時価計算によることが困難な場合には、簿価計算によって差し支えない。
なお、保険金その他これに類するものにより補填される金額は、上記損失の額から控除する。
- (4) 労働局長は、納付者の納付能力を個別に調査することなく被害財産の種類及びその損失の程度により猶予期間を決める。

有形固定資産の例：土地、建物、機械、車両等

棚卸資産の例：商品、製品、原材料、消耗品で貯蔵中のもの等

時価：「時価とは、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に、通常成立すると認められる価額をいう」（財産評価基準通達1）

簿価：取得原価から減価償却累計額を差し引いた額

（参考例）

土地：地価公示法に基づく地価公示価格

建物：不動産鑑定価格

機械・車両等：再取得原価

棚卸資産：正味売却価額（売却市場の市場価格に基づく価額又は期末前後の販売実績に基づく価額－見積追加製造原価－見積販売直接経費）